

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和7年1月30日(木) 午前9時37分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項
第1回臨時会(1月30日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者2名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時37分 閉会 午前11時20分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和7年1月30日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 皆さん、お疲れ様です。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願い致します。また、質疑及び答弁につきましては、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願い致します。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 1 号「令和 6 年度 長門市一般会計補正予算（第 11 号）」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正及び第 2 条繰越明許費の補正を一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、企画政策課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書の 8 から 9 ページ、第 1 目「総務管理費補助金」の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」につきまして、2 億 9,051 万 1,000 円を増額しております。この交付金は、国において、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に、低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、12 月 17 日に成立した国の令和 6 年度補正予算に計上されたものでございます。内容については、これまでと同様に、低所得世帯への給付等を行う「低所得世帯支援枠」と、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する「推奨事業メニュー」のほか、令和 5 年度経済対策に基づく調整給付の不足額給付が示されており、「低所得世帯支援枠」として 1 億 6,815 万 7,000 円、「推奨事業メニュー」分として、人口や事業所数等を基礎として配分のあった 1 億 2,235 万 4,000 円を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 今部長から補足説明いただきました。1 点確認ですが、今の国が推奨しているメニューということで、非課税世帯等々、低所得者という説明がありました。ここは、国が推奨している事業、ほかにどのようなものがあるのかというのを確認しておきたいと思っております。

企画政策課長 国の示している推奨事業メニューにつきましては、生活者支援の視点と事業者支援の視点でございまして、生活者支援につきましては、エネルギーや食料品価格などの物価高騰に伴います低所得者の支援とか子育て支援、それから消費の下支えを通じた生活者支援。それから省エネ家電等の買い換え促進などが生活者支援といったものでメニューがございまして。事業者支援につきましては、医療と介護、保育施設、学校施設等の物価高騰に対する対策の支援、農林水産業に対する物価高騰の対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰の対策支援。それから、地域交通・物流等、観光業に対する支援、そういったメニューがございまして。

綾城委員 はい、わかりました。ちょっと1点確認なんですけど、今回、個別のメニューを見ると、LINEの活用っていうところが主に上がってるんですけど、これ、デジタルを国の推奨として、デジタルを活用した給付というのか、そういったことが推奨されているのかってというのは教えてください。

企画政策課長 そういったデジタルの活用という部分につきましては、その支給等が、スムーズに行くような形で取り入れるということは自治体の判断であるかと思っております。

綾城委員 わかりました。じゃあ、特にデジタルをしっかりと活用してデジタル推進して行ってほしいというようなことは特にないということでしょうか。

企画政策課長補佐 今の生活者支援のメニューの中に、今回出てますそのプレミアム商品券であるとか、あとは地域によって、マイナポイントの活用とかってものの事例が示されております。デジタルそのものを特に推奨をするというわけではございませんけれども、一応そういったこう他市のそういう事例とか、そういうマイナポイントとか、そういうものがございまして、それぞれの地域の実態に応じて活用するというふうになっております。

吉津委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員 ただ今の推奨メニューなんですけれども、生活者については、小中学校等における学校給食費の支援や商品券など地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費者団体の取り組みにおけるLPガス使用世帯への給付支援というものがあります。事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業に…。飼料等を使用する農林水産業者、地域観光業ほか、医療、介護保険、保育施設等々、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援というものが推奨メニューに挙げられております。その中で、今回これだけのメニューが事業として出されてるわけなんですけれども、そのほか、毎年出てきます、例えば農家に対する飼料等の物価高騰に対する支援であったりとか、それから水産業に対する燃料の支援・補助であったりとかってというのが今回出てきてな

いのがなぜなのかなど。これは、事業として上がってこなかったということですか。それとも、申請はしたけれども決定されなかったということなのか、お尋ねいたします。

企画総務部長 国のほうの補正予算のそういうメニューが示された中で、当然市内、この庁内というか市役所内での事業メニュー等の提案等を受けているところでございますので、そうした中で、やはり補正予算の金額としての中で、現在、その低所得者世帯というところ、1つは国が示していること。それと、その推奨メニューの中では、やはり消費の下支えというか、そういう、なんて言いますか、市内経済のこう消費経済を刺激するような、そういう波及効果が期待できるような、そういう事業というところを種々、判断をした中で、やはり市内経済に対する効果というところを1番重点的に考えて、このメニューを考えてきたところでございます。庁内の各協議によって判断したところでございます。

田村委員 こちらの今回出されたメニューが優先順位は高かったというふうに解釈をします。今、消費の下支えという表現もありましたし、事業者支援という言葉もあったかと思うんですけども、これは似ているようで若干、そのどちらが対象になるのか、その利用者が対象になるのか、事業者が対象になるのかというところがあると思うんですけども、これは、今回はどちらを主に、効果を期待されて、この事業を提案されているのでしょうか。

企画総務部長 事業者なのか、市民なのかというところで、まず1つは、低所得者世帯へのところが1つありますし、それと市民全体的なところで言うと、プレミアム商品券というところ、そこの市民の方の消費部分、そしてそれは引いては事業者にも来ますし、限定的ではありますが省力化等に向けた、省人化・省力化機器の補助と、そこは事業者。そしてもう1つ、裾野の広い観光事業者というところ。ですから、そこはバランスを取ったと、バランスを見ながらというふうにこの予算を編成していったというふうにご理解いただければと思っています。

早川委員 確認なんですけど、これは資料もいただいているんですけども、このLINEクーポンにされた、LINEというところで選択されたというところは、これは国からの指定とか何かあるんでしょうか。

企画政策課長 特にLINEを使ってくださいというような指定はございません。あくまで手法の1つでございます。

早川委員 ほかに色々、クーポンを出しているところがあるんですけど、LINEにされたという理由は。

企画総務部長 1つ、LINEというのが、長門市の公式LINE等の公式でのそういう情報伝達手段としてもありますし、また、このプレミアム商品券は、これ

を取得するにあたって長門市の公式 LINE も登録がされるわけですから、そう
なると、市においてもそういう公式 LINE に登録される方が増えてくると。既
にされている方はいらっしゃるかもしれませんが、そういうのも増えてくる
し、そういうことで今度は例えば市からの情報伝達とかも行っていける、そう
いう効果もあるというふうには考えているところでございます。

早川委員 それで、これは説明を見ると、以前からこの事業者のほうには、今
まで紙ベースのものは 1 パーセントの手数料とかあったんですけど、これは全
然発生しないと考えてよろしいですか。ごめんなさい。申し訳ないです。

綾城委員 1 点、聞き忘れていました。一応、国から臨時交付金として出たとい
うことなんですけど、これは 2 億 9,051 万 1,000 円。今回国から長門市の配分
として示されたのは、この 2 億 9,051 万 1,000 円が全額という解釈でよろしい
ですか。

政策調整班長 交付金の限度額の算定なんですけれども、非課税世帯に対する
給付金につきましては、給付金の全額と、あとは給付する世帯数に応じて単価
をかけた分が事務費として限度額として示されます。現在示されている分につ
いては、概算額になりますけれども、不足額も含めまして 1 億 7,002 万 7,000
円が低所得世帯支援枠と不足額給付分として示されております。推奨事業メ
ニュー分につきましては、先ほど部長が申しあげました 1 億 2,235 万 4,000 円が
示されているところです。

吉津委員長 ほかに、質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、
企画政策課所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)
ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行
います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 財政課所管についての補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑
はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わら
ます。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待
機をお願いします。

— 休憩 9:51 —

— 再開 9:52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管につ
いて審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

中平委員 補正予算書 11 ページ、予算説明資料 1 ページでございます。第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」、事業コード 115「住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」について、この給付金 1 億 6,000 万円の算出根拠をお伺いいたします。

地域福祉課長補佐 住民税非課税世帯、1 世帯 3 万円を 5,100 世帯分で 1 億 5,300 万円。子ども加算は、子ども 1 人につき 2 万円を 350 人分で 700 万円。合計で 1 億 6,000 万円と見積もっております。

中平委員 この通知、告知等、給付方法についてお伺いいたします。

地域福祉課長 過去の重点支援給付金の振込みにより口座情報が確認できる世帯につきましては、申請不要であり、支給のお知らせ通知は 2 月下旬を目途に送付いたします。課税情報が確認できない世帯や、支給要件に該当するものの口座情報が確認できない世帯につきましては、個別にご案内をいたします。また、DV 等を理由に避難している世帯など、市で把握ができない場合は申請が必要となりますが、市広報、ホームページへの掲載、ほっちゃんテレビ、自治会への回覧やチラシなどを関係各所に配布するなど、しっかりと周知に努めてまいります。なお、申請については紙とオンラインを併用し、給付方法については口座振込といたします。

中平委員 課長の説明にありましたけど、情報のある方は速やかに給付できると。一般的に、この議案可決後の給付時期等、分かりましたらご説明願います。

地域福祉課長 給付時期につきましては、3 月中旬から振込みを開始し、6 月末までに完了する予定でございます。

ひさなが委員 おはようございます。今、中平委員からの質疑の中で、申請が必要な場合っていう話もあったと思うんですけど、この申請の期限というのはいつになりますか。

地域福祉課長 申請の期限は 5 月末を予定しております。

ひさなが委員 わかりました。では、この事業、この給付等を行っていく基準となる日はいつになりますか。

地域福祉課長補佐 基準日は、令和 6 年 12 月 13 日となります。

ひさなが委員 わかりました。非課税世帯に対して 1 世帯 3 万円で、加算措置で子ども 1 人当たり 2 万円が支給というふうになりますけど、今おっしゃった基準日以降に生まれた子どもについては加算の対象となりますか。

地域福祉課長補佐 加算の対象となります。

ひさなが委員 わかりました。この申請期限が先ほど 5 月末って言われてたんですけど、Q&A とかで示されているのは、遅くとも令和 7 年 7 月 31 日までとされている中で、本市が 5 月末とされている理由についてちょっとお伺いした

と思います。基準日以降に生まれた子どもが加算の対象であるならば、ギリギリまで引っ張った方がいいんじゃないのかなっていう思いがあるんですけど、その辺いかがでしょうか。

地域福祉課長 今回の給付金事業は、口座情報が確認できる世帯につきましては、申請不要であること、これまで本市で実施してきました給付金事業の申請期間及び県内他市の状況を参考としながら申請期限を5月末までといたしました。

ひさなが委員 基準日以降に生まれた子どもについて加算の対象となるのであれば、なるべく延ばしたほうがいいんじゃないか、7月31日まで行ったほうがいいんじゃないのかなと僕は思うんですけど、その辺についての見解はいかがですか。

地域福祉課長 以前もこういう事例はあったんですけど、申請期限が長くなればなるほど、今度は申請を忘れるっていう事例も発生してきますので、3か月少しという期限を設けさせていただきました。

田村委員 ちょっとその子どもの話ですけども、ご説明があったらすいませんけど、何月何日までに生まれた子どもがその申請の対象になるんでしょう。支給の対象になるんでしょうか。5月末が振込期限とすると、4月とか5月に生まれた子どもも対象になるのかならないのかということなんですけど。

地域福祉課長補佐 申請期限が5月末ですので、それまでに生まれた子どもが対象になります。

田村委員 わかりました。でしたら、先ほどひさながさんの言われた期限のほうがいいのかと思いますけれども。それはそれでいいんですけど、非課税世帯が対象ということなんですけど、これ令和5年の確定申告が対象でしょうか。それとも令和6年、今回この3月17日までに確定申告されますけど、その確定申告の段階で非課税世帯になった方は対象に含まれるのか、新しく。ちょっとそこを教えてください。

地域福祉課長 今回の確定申告は含まれません。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:00 —

— 再開 10:01 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管につい

て、

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 産業政策課所管の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 10 ページから 11 ページ、第 2 目「商工業振興費」、事業コード 180「物価高対策のための重点支援事業」の内、「ぶちとくながと生活優待券第 3 弾発行事業」と「省人化・省力化機器等導入支援事業」が産業政策課所管となります。まず、「ぶちとくながと生活優待券第 3 弾発行事業」につきましては、地域経済の活性化を図るとともに、市内における暮らしのデジタル化とキャッシュレス化を更に推進することを目的とし、市内店舗のみで使用可能なプレミアム LINE クーポンを総額で 2 億 2,400 万円分発行するものであります。議員各位には、予算説明資料のほかに事業の概要やイメージを記載した説明用の参考資料を別に添付させていただいております。次に、「省人化・省力化機器等導入支援事業」につきましては、市内事業所の売上拡大や人手不足による生産性低下の抑止につなげるために、事業所の設備投資を支援するものであります。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 おはようございます。まず、歳入についてお尋ねいたします。予算説明資料 8 ページ、9 ページなんですけども、この雑入。物品等販売料の内訳をお尋ねします。

商工振興班長 今回の LINE クーポンについて、5,000 円で 7,000 円分クーポンがもらえるってことで、市民の方が 1 回 5,000 円を支払うこととなりますので、それ 5,000 円掛ける 3,200 セットってことで、1 億 6,000 万円を計上しております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんでしょうか。

田村委員 それでは、ぶちとくながと生活優待券発行事業については第 3 弾ということです。第 2 弾、3 弾と続くんだったら同じパターンでされるのかなと思うんですけども、第 1 弾については、今回と同じように、5,000 円で、7,000 円分の優待券を発行したということで、国の補助交付金が 6,000 万円、発行予定額で言わせていただきますけど、1 億 5,750 万だったんですね、当時。第 2 弾が、国の交付金が 8,320 万 9,000 円で、全世帯に配布をされております。第 1 弾と第 2 弾で方法が変わって、今回もまたさらに変わって、そのデジタルの活用というところを推進というところだと思いますけれども、今回の LINE クーポンを発行するやり方にされた理由というのをお願いします。もしよければ、ついでに前回までの総括がありましたら短めにお願いします。

産業政策課長 まず、これまでの第 1 弾、第 2 弾の総括というところでござい

ますけども、先ほど議員ご説明の通り、第 1 弾はプレミアム型、第 2 弾は全世帯型というところで、その時の国全体含めてというところなんですけど、市内の経済状況とかそういったところを勘案してプレミアム型、地域経済の活性化に主眼を置いたところと、第 2 弾については、全世帯に配布して、物価高騰と合わせて地域経済活性化に向けてというところで事業展開いたしまして、両事業とも執行率 90%以上というところになってますので、ここについては一定効果も出ておりますし、評価のほうも出てるのかなというふうに総括的な評価としては思っております。それと、前段のご質問のところについては、なぜデジタルにしたかというところのご質問のご回答でよろしいですかね。はい、一応そこにつきましては、大きく 2 点ございます。1 点目は、事業者側の利便性向上というところが 1 点ございます。ここにつきましては、これまでもこの委員会の場でもご指摘あったかなと思うんですけども、換金のところの手数料の支払い、それから換金の手間は、事業者様からかなりかかるというところで、ご意見のほうも多数いただいたところがございますので、まずはその辺のところ、デジタル化したら、銀行に換金に行かなくてもいいと、事業者側のほうの利便性が向上するというところが 1 点ございます。2 点目が、利用者様の利便性向上というところがございます。ここにつきましては、申請につきましても手持ちのスマートフォンでできるということになりますので、手続きが簡略化されるというところと、あと、支払いについてもデジタル決済ということになりますので、例えばレジ等のお手続きについても簡略化されるというところがございますので、その事業者側と利用者側の利便性向上というところが大きな理由として、デジタル化のほうを今回導入したというところがございます。

田村委員 デジタル化を推進されるというところ、目的はよくわかりますし、利便性向上という話もよくわかる。以前委員会でも出ましたので、その辺りはこちらも納得するところではあるんですけども、スマホを使われる方で、しかも今回 LINE クーポンということですから、LINE をこう使われる方というふうにならばちょっと割と絞られていく、利用される方が絞られていくと思うんですけども、その辺りはどうお考えですか。

商工振興班長 スマートフォンが 2008 年にできてからすでに 17 年経過して、やっぱり経済研究所とか総務省とかの調査を見ると、70 代以上の方のスマートフォンの保有率が 7 割、8 割を超えてきたと。これはちょっと NTT とか総務省とかの数字がちょっと色々違うんですけど、そういうこともありますことと、LINE については、公式 LINE とか全国各地でやっておりまして、比較的利用率が高かったため、LINE を選択させてもらいました。長門市としてもスマホ市役所として公式 LINE をやっておりますので、その中でクーポンを発行することにより公式 LINE のお友達追加を増やすことを目的として選択させていただ

きました。

田村委員 とはいえ、普及率が 100%ではないというところじゃないかと思うんですけれども、先ほど企画政策課ところの歳入の質疑をさせていただいた中で、今回の事業の目的は消費の下支えを目的、バランスを取っていくと、消費の下支えとその事業者に対しての経済効果とのバランスを取ってるんだというお話があったんですけれども、消費の下支えという面では、全ての市民が今現在利用されてるわけではないスマートフォンとそれから LINE クーポンという手段を取ったことに、少しどうなんだろう、違和感がありますが、その辺りについては、今後、例えば何かスマートフォンの活用について推進されるような、こうメニューを考えておられるとか、そういうものとセットなんですか。

産業政策課長 まず、今回の交付金に照らして今回の事業構築内容かどうかというようなご質問だったかと思うんですけれども、今回、経済対策、物価高騰対策、市内全体で検討する上です、これは 1 担当課長が言うべきことじゃないかもしれませんが、横連携でどういった事業、各課がやろうというところで協議する中で、いわゆるこの前段でご審議していただきたいと思うんですけれども、非課税世帯に対するいわゆる給付金事業についてしております。ここについて、この事業があるという中で、じゃあ一応この今回の生活優待券事業については、この非課税世帯以外のところを主なターゲットにしようというところでちょっと考えておるところが 1 点ございますので、そういったところで、物価高騰対策も当然あるんですけれども、プラスアルファで地域経済の活性化、消費喚起、需要喚起というところも合わせて、ちょっと今回の事業を担当課として考えたというところが 1 点ございます。もう 1 点目が、今後の、デジタル化事業への推奨に絡めてるのかというようなご質問かなと思うんですけれども、一応そこにつきましては、当然、国全体としてもデジタル化は推進しているということもありますし、市自体としても、デジタル戦略課が新しくできてすね、市としてもデジタルを推進しているということもございますので、今回こういった事業を展開することによって、きちんと事業内容は検証担当課としてはしたいというふうに思っております。その検証結果について、今後の市は行うデジタル関連の事業にフィードバックしていき、より効果的な今後のデジタル推進につなげていけるようにはしたいなというふうには考えております。

田村委員 私は、これを最後にしますけど、LINE クーポンを購入する際に手続きが必要だと思うんですけれども、事前にいただいた資料を見ますと、市民確認というところがあります。この市民確認の方法について、どういう方法でされるのか、お伺いします。

商工振興班長 申し込みの時に、マイナンバーカードをスマホにかざすことにより市民確認をしようと思っております。

田村委員 マイナンバーカードですけれども、これはちょっと先ほどのその普及率の話になりますけど、マイナンバーカードを所有されている方は市民 100パーセントじゃないじゃないですか。では、そういう方はこの事業からは、この優待券の対象から除外されるという意味合いでしょうか。

産業政策課長 マイナンバーカードのいわゆる交付率について担当課のほうに確認したところ、1月19日現在の最新のところで、人口に対しては93.5パーセントがマイナンバーカードを交付されているというところがございます、これは県内では柳井市に次いで第2位というような状況になっております。では、それ以外の約6パーセント弱についてはどう対応するのかというところでございますが、ここにつきましては、現在予定しているのは、自分の身分を証明するもの、顔写真入りが1番ベストなんですけれども、運転免許証とかそういったところを画像で送っていただいて、そういった身分のほうを確認した上で、それでマイナンバーカードを所持していない方については、本人確認をした上で申請ができるようには、現在対応を考えておるところでございます。

岩藤委員 この事業に関して、市内業者さんのデジタル化が進んでいるのか、この事業に対して対応ができるのか、お伺いいたします。

産業政策課長 本事業を考える際に、当然、商工会議所のほうにも意見交換をした上で考えたところがございますが、今までプレミアム商品券をやった中で、事業者様のほうからはデジタルについてのご提案というのはかなり意見をいただいたところがございます。そういった意味では、デジタル化を既に対応している事業所もあれば、今回これをきっかけにというわけではないんですが、デジタル化については積極的に検討していただけるものということで、商工会議所のほうもそこは協力していただけるだろうというところで確認をしておりますので、そこについては今後、事業者様に対する説明も私どもがしっかり商工会議所と連携してしていきたいと思っておりますので、そこについては対応していただけるのではないかなというふうに考えております。

早川委員 今、市民確認の後に、その横に抽選と書いてあるんですけれども、抽選は、これはどのような形になるんでしょうか。

商工振興班長 LINEクーポンのシステムの中に抽選機能がありますので、申し込み数を超えた場合には抽選させていただこうと思っております。

早川委員 これは1人あたり3セットまで購入なんですけど、これはLINEアカウントを持っていて、市民確認ができれば、今、小学生、中学生でもスマホとか持っているんで、それも購入可能ということなんですか。

産業政策課長 スマホを持っている子どもさんプラス、当然マイナンバーカードを持っていることが前提にはなりますけれども、そういったことであれば、いわゆる未成年の方についても、当然5,000円を払わなければいけないという

ところはございますので、未成年についても申請は可能でございます。これまでのプレミアムについても、特に年齢的な確認というのはしてないところがございまして、そこについては同じような対応をしていきたいと考えております。

重村委員 田村委員とちょっと重複する部分もありますけど、今回のこの事業というのは、市民の生活の、生きていくために根本の部分で応援をするという部分もあると思います。この 2 億 2,400 万円を、それがこの長門市に出るわけですよ。これは 3 万人で割ると、1 人 7,000 円、住民の数で割ると 7,500 円ぐらいになるのかな。だから、公平・平等に、長門市の住民で、今回の生活も苦しい中で、いやありがたいって、平等にもらえれば 1 人 7,500 円ぐらいもらうことができるわけですよ。我が家なんか見ると、91 歳と 86 歳の両親は携帯を持っていません。1 人 3 口までということは、 $3 \times 7 = 21$ 、1 番多い方は 2 万 1,000 円ぐらいの価値のあるクーポンがもらえるわけですよ。LINE を持っていない、携帯を持っていないという方は、最初からこれに応募ができない、0 円。ここらあたり、確かにデジタル化を推進していくというのもよくわかるし、これからの社会を見据えたときに、こういう行政運営というのも必要ではあるだろうけれども、こういう経済対策とかいう観点から見たときに、そういう不公平感がどうしても出てくると、私はそういう見解を、認識を持ってしまっただけど、ここらあたりはどうですか。延べにしたら 7,500 円ぐらい、お 1 人がもらえる経済対策が行われる。だけど、スマホを持っていない、QR コードがよくわからないというだけで、これをもらいに行けないわけですよ。そういう観点から見たときにどうなのかというのを、私は非常にちょっと頭に引っかかるんだけど、見解を聞かせてください。

商工振興班長 1 点目の問いについてですけど、産業政策課としては、まず市内事業者も燃油高の物価高騰で困られているということで、事業所対策という観点で、まず 1 点考えさせていただいたのと、2 点目のお年寄りのスマホを持たない方等の対策については、マイナンバーカードさえ持っていれば、ご家族のスマートフォンから申請できるようにするシステムをつくらうと思っておりますので、全員が全員、スマホを持っていないから申し込みできないよというわけではなくて、本当に 1 人の単身世帯の高齢でスマホを持っていない方にはちょっと申し込みはできないんですけど、なるべく幅広く申し込めるようにはシステム設計をしようと思っております。

重村委員 私は、ちょっと勘違いしていました。マイナンバーカードを持っていたら、例えば友人とかでも大丈夫なわけね。はい、わかりました。あとは、例えば独居の 1 人暮らしで、スマホは持っていないと。そういう形で申請はできるということですけど、どうしても、そこらあたりというのはやっぱり、高

齢者の方は不得意だと思うんですね。QRコードがどっちを向いているやらわからんし、スマホ自体も使われていなかったらほぼ疎い。そんなときに、例えば窓口に来られて、この券が欲しいんだけど、マイナンバーカードも持ってきたといったときには対応ができるのか、行政として。

産業政策課長 まずは、スマホが不得手なご高齢者層に対する対応というところで申し上げますと、私どものほうもまず今対応として考えているところが、まず全世帯に対して、そういったやり方的なチラシをちょっと考えて、それを全戸配布していきたいなというところと、あとは市内のケーブルテレビ、ほっちゃテレビもご高齢の方は結構見ている方がいらっしゃると思いますので、そこでいわゆるこうやってやるんですよという動画的なものも定期的な配信はしていきたいなというところは考えております。それと合わせて、今ご提案の窓口の職員での対応というところでございますが、現段階そこまで、私どものほうと支所とか出張所とまだそこまでミリミリの調整はしていないので、現時点はつきりお答えできないんですが、可能な範囲内でそういった説明対応のところについても、これから内部で協議をしていきたいなというふうには考えておるところでございます。

田中委員 1つ、まず確認させていただきます。前回のこのプレミアム商品が出たときに、先ほど執行率90パーセント以上だったというふうにおっしゃったんですけれども、記憶では1次募集、2次募集というふうに分かれていたと思うんですが、その数字と、その執行部が捉えている、結局その市内の方は何名ぐらいが前回は利用されたというふう把握されているのか、お尋ねします。

産業政策課長 第1弾のプレミアム商品券についてのところでございますけれども、まず1次募集の申込者数については5,684名の方でございます。それで、1次のほうで全てが発行予定枚数までいかなかったのが、2次募集のほうをかけた、2次募集の申込者数が6,044名というところでございます。これで担当課のほうで分析したところ、1次募集と2次募集で当然重複している方もいらっしゃるかなというところで、実際にこの第1弾で市民が利用した件数というのは、概ね6,000名から7,000名ぐらいかなというふうに見ておりますので、人口3万人弱とすると、全体の約2割強ぐらいが利用されたというような状況で分析しているところでございます。

田中委員 今回執行するにあたって、この事業を、その前回のものを踏まえて、この市民全体で重複していて6,000名から7,000名というこの利用者数なんですけれども、もっと幅広くいかなかったということの要因として何が足りなかったのか、最初からこのぐらいの数字だろうということを狙っていたのか、そこを確認させてください。

産業政策課長 この第1弾のときに、どのような周知をしたのかというところ

なんですけれども、広報、それからケーブルテレビ、それから地元新聞社、それから商工会議所を通じての周知徹底というところをしたところで、そのようなちょっと状況であったというところでございますので、周知の方法としては、それ以外の方法も今回はちょっと検討していかなければいけないかなというふうには考えております。大体これぐらいの想定かと申し上げますと、実際もう少しまだ幅広に使っていただきたいなというところは正直でございますので、その辺りについては、今回の事業において周知方法については新しい周知方法も含めて検討していきたいと考えております。

田中委員 私の感覚なんですけれども、そもそもこの時期も1年間あるということなんですけど、利用するとき、この1万5,000円、3セット買ったなら1万5,000円ってことなんですけど、これを支出するのがきつい家庭っていうのがあるんだっていうことは、一応市内では考慮されましたか。要するに何が言いたいかって言うと、先ほど重村委員が言われたように、全戸配布であれば、そういうこともなかったんだらうにというふうに思ったんですけれども、そこについては何か議論はありましたか。

産業政策課長 前段でちょっと私申し上げましたとおり、今回の交付金を使って、どういった事業を市として展開するかっていうところで、当然その非課税世帯というところについての議論にも当然及んだところでございまして、そこについては先ほど申し上げましたとおり、給付事業というのがあるというところがございまして、3万円ほど給付されるという内容だと思うんですけれども、そこで1つ事業展開する中で、じゃあ、うちのほうとしては、そこと違う層をターゲットとして、物価高騰対策とそれから地域経済の活性化というところを目指したところで、今回は経済波及効果がより高い、プレミアム型で今回やろうというところで、担当課としての事業として決定したというところが経緯としてございます。

田中委員 わかりました。また別のことをお伺いします。先ほどLINEに、身分証明でマイナンバーカードをスマホにかざして確認を取るとおっしゃったんですけれども、かざすってなると、LINEの機能にそういう機能があるんでしょうか。私たちもよく手続きするのにLINEに写真を撮るためにかざしてやるのか、マイナポータルアプリもかざすんですが、そういう形なのか、自分でマイナンバーカードを打ち込むのか、その辺もう一度確認させてください。

商工振興班長 この個人認証のシステムについては、LINEのシステムじゃなくて、公的個人認証システムっていう別のアプリみたいなのが動くんですよね。それをマイナンバーカードのICチップを読み込んで、その方の個人情報が必要な部分だけいただいて申請するという形にしております。

田中委員 わかりました。実は皆さんもご承知と思うんですけれども、この

LINE 自体が、セキュリティで過去問題になったりしています。いろんなところで、LINE 以外でも情報が漏洩していくことってというのは常にこれからも問題があると思うんですけども、特にこの LINE を懸念されている人たちってというのはほどほどいらっしゃって、私もちょっと自分自身も時々不安になることはあるんですけども、その辺に対しての対応というか、どういうふうに考えてらっしゃるのか、お尋ねします。

商工振興班長 ご指摘のとおり、インターネットを使う以上、セキュリティ対策 100 パーセントってというのは難しい状態です。ただ、市の公式 LINE としては、LINE 上で動く仕組みではあるんですけど、データは LINE 上には届きません。必要なデータは暗号化してデータ送信するような形になっておりますので、LINE の本体に行くことはないの、そこは安心できると思います。また、入力されたデータは政府が推奨する仕組みを使って暗号化しておりますので、令和 5 年に 1 回 LINE ヤフー（株）の個人情報流出事件があったときにも、長門市の情報は漏れなかったっていうことをお聞きしてますので、そこら辺は安心していただければと思います。

林委員 おはようございます。ずっと今、色々皆さんがご質疑をされて、なんとなく論点と言うか、この補正のこの事業の問題というか課題というの、ある程度浮かび上がったのかなっていうふうな気がします。令和 4 年の 6 月補正は、ちょうどコロナもあり、物価高騰が追い打ちをかけるっていう時期で、第 1 弾のぶちとくながと、これはプレミアム型。令和 5 年の 12 月補正は、当然、住民税非課税世帯 3 万円プラス 7 万円っていうのも有りながら、合わせて、この全世帯に対する 5,000 円の券を、ぶちとくながと生活優待券をお配りする。全世帯ですよ。だから、非課税世帯はもちろん交付金もあったし、なおかつ全世帯に 5,000 円も券を配布するという、これが第 2 弾。今回第 3 弾ってというのは、当然その第 1 弾、第 2 弾を踏まえて第 3 弾に持ってきてるんだけどね。さっき、この住民税非課税世帯があるからいいやみたいな話をされたんだけど、でもそれだったら、第 2 弾の議論と矛盾するわけよ。論点だとかね。だから、この事業がなぜ複雑になってるかという、目的がいっぱい有りすぎるんですよ。市民生活を単純に応援するんだ、物価高騰で大変だから市民生活を応援するんだっていうことであれば、また違う方策が出てくると思う。ところが今回は、事業者も応援しなきゃいけない、生活者も応援しなきゃいかん、デジタルも推進しなきゃいかんって目的が有りすぎるからね。じゃあ、この目的がある中で、でもさっき重村委員がおっしゃいましたけど、制度から外れる人って絶対出てくるわけですよ、間違いなく。100 パーセントこの物価高騰に苦しむ市民生活に対して、あまねく保証できるもんじゃない。しかもこれ抽選になってるから、ある意味早い者勝ちっていうかね。だから、どういう形でこの政策

を、色々推奨メニューがある中で、他市の事例も参考にされたとおっしゃるんだけど、執行側としてどういう、どこにポイントを絞って、つまり市内経済の認識の反映だと思うんですよ、これ。こういう政策を打つっていうのは。その辺り、もう少し丁寧と言うか、ただ商工会議所からこういう話を聞きましたっていうか、もっと足元の市民生活がどうなってるかっていうのは、どういう認識を持たれて、こういう政策を打ってるのか。もちろんこの政策は私、悪いとは言いませんよ。けれども、できる限り 1 人も残さず、誰 1 人取り残さないという、市長のお話もあるじゃないですか。事業を打つためには、特にこういう事業で、今本当に市民生活大変ですよ。そういう中で取り残される人たち、デジタルデバインドって言って、情報格差もあるわけです。実際、第 2 弾を打ったとき、あなた方になんて言いことは、今、市内の高齢化率が 4 割だと、なかなか電子でやるのは難しいという話をしてるわけよね。ところが、今回全く変わった雰囲気になってるんだけど、その辺りの変遷というかね、認識の違いとか、その辺りちょっとどういう形で政策立案されたのかっていうのは、もうちょっとスッキリした、なんかモヤモヤ感がちょっとあるので、その辺りちょっと説明していただけますか。

経済産業部長 林委員おっしゃったように、本当に今回目的、ちょっと欲張りすぎたというのは否めないのかなとは思っております。そうした中で、やはり今、物価高がどんどん進んでいる中で、我々経済産業部としましては、なんとかこの物価高対策で需要の落ち込みっていうものを、消費の喚起をとにかくしたいっていうのが冒頭ございました。その中で、低所得の方には 3 万円の給付型っていうのがあるというものも理解した上で、今、市内の状況を見ますと、やはりこのキャッシュレスというところが、今もうクーポンであったり、ポイントでポイ活であったりっていうようなことが進んでいる。また一方では、市内のスーパーとか、セルフレジとか、もうとにかくデジタルについていけないと、それこそ取り残されるような行動になってるのかなっていう背景もちょっとありまして、なんとかやっぱりそういう環境を、やっぱり市としても作っていくとか、ちょっと強引ではあるかもしれないんですけども、そういったものを作っていつてあげることも必要なのかなっていうのは、今回、政策立案を議論するにあたってはございました。今の市内経済をやろうとしたとき、じゃあ LINE クーポンで、そういうのに市民の方にも、慣れるとか、そういう環境を作ることで、やっぱり今 LINE 持ってない人も LINE をやるようになるだろうし、マイナンバー持ってない人もマイナンバーの交付にもつながるだろうしっていう、ちょっと欲張りな部分は正直ありました。それと、全世界帯に配るっていうのももちろん議論の中にあっただんですけども、やはり先ほど申したように、この需要の落ち込みを喚起する、消費喚起効果、経済効果を考え

たときに、全世帯配布型であれば、およそ 1 億円程度の波及効果しか見込めないわけなんですけど、このプレミアムにすることで、3セット 1万 5,000 円はご負担いただくようにはなるんですけども、40 パーセントのプレミアムをつけることで 2 億 4,000 万円総額の経済効果が図れるっていうことを考えれば、やはり我々としては、今回はプレミアムで、そういったふうな形で制度設計をしたといったようなところでございます。ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

田村委員 では、事業者のことをお伺いしますけれども、対象事業者というのがありますが、これ登録をしなければいけないと思うんですけど、どのような事業者が今回の優待券の対象になるんでしょうか。公共料金とかはならないでしょうか。

商工振興班長 基本的には、これまでの対象となっていた店舗には皆さんにご通知して登録をお願いしようかと思っております。当然、公共料金とか等には使えないようにはしております。

田村委員 紙のチケットだったら対応できるけど、デジタルだとちょっと対応がっていうふうな店舗、市内の事業者はなかなか、ご高齢の方も、個人商店とかも対象になるんですよね。だから、そういう方いらっしゃると思いますけど、それでもいけるっていう判断をした何か理由がございましょうか。

商工振興班長 通常キャッシュレスって言ったら、レジシステムの導入とかそういうところが必要になるかと思うんですけど、今回の LINE クーポンについては、QR コードをレジの横に置くことによって、お客さんがそれを読み込んでクーポンを使うっていう仕組みにしようと思っておりますので、事業者側には QR コードを置いてもらうだけで対応できるようになっております。

田村委員 以前、県のなんでしたかね、クラウドファンディング型のそういった似たようなプレミアム付きの事業があった時に、そのレジの横に QR コードを置くということだけでも抵抗があるというふうなお店を私に 2 件ほどお話を伺ったんですが、そういうところも、なんていうか、説明をすることでご理解を得られるというふうになるんでしょうか。

産業政策課長 これから商工会議所と一緒に事業者側のほうに説明するときには、そういったことで、抵抗があるという言い方が適切かどうかわからないですけど、おありになる事業者のほうはいらっしゃるだろうなっていう想定はありますけども、私どもとしては、趣旨のほうを、しっかり説明した上で、導入していただけるようにまずはお願いしていきたいというふうには考えております。

田村委員 はい、わかりました。じゃあ、最後、私の質問ですけど、事業者さんが対象店舗として登録をされる期間っていうのがあると思うんですけども、

4月1日スタートで、それまでにはちょっとようわからなかったんだけど、夏頃までに何回かこう説明を受けるうちにわかるようになったと。1月31日まで来年の使用期間がありますんで、その夏頃とか秋頃とか、その頃にちょっとうちの対象店舗として登録をしたいというふうな希望がある方は、そういったところも対象になるんじゃないかと。

産業政策課長 本事業のスキームとしては、まず当社の登録については、もう2月中旬以降から登録の募集については当然開始して行って、今、使用の開始期間としては4月1日から使用できるようにしたいと思いますので、まずそこまでは、登録店舗はこれだけですよっていうところをまずまとめていきたいと思っています。当然その後、よく見たけどやっぱりうちのほうも手を挙げたいとか、あるいは新規に出店されたお店とかも当然出てきますので、そういったところについてはこれまでも追加の登録ということは対応しておりましたので、そこについては対応していきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

早川委員 今、新規の店舗も事業者も追加していくっていうことは、そのLINEのこのクーポンの画面でその店舗も確認できるということと理解していいですか。

商工振興班長 今まで通り、市のホームページと商工会議所のホームページに一応随時掲載していこうとは思っております。ただ、LINEの画面で見れるかどうか、ちょっと今制度設計中なので、それが必要だという意見が出れば追加していこうと思うんですけど、今まで400店舗ぐらいあるんで、あまり羅列しても見にくいかなって、ちょっと個人的には考えております。

早川委員 これって、今までは紙クーポンの時には、紙が1枚入ってきて、その店舗が使えるかどうかを、その紙を持ってずっと動いてるって話だったんですけど、今回せっかくLINEクーポンって行って、携帯でできるのであれば、そこで見れるこのお店が使えるかどうかってところは、せめてそこは、その中で、完結。紙を持って歩くとか、ほかのページに飛ぶとかじゃなくって、そのちょっと利用しやすいところは、ちょっと考えていただけたらなと思います。

産業政策課長 これから詳細設計していくデジタル戦略課と共にしていく予定でございますので、今ご指摘のそこについては、制度設計に組み込むところかどうか、そこは前向きに検討していきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

田中委員 先ほどの質疑で気になったので確認させていただきます。先ほどの話ですと、ご家族の中の誰かのスマホがあれば、世帯全員のマイナンバーカードがあれば利用できますと。先ほどちょっと友人がって話が出たんですが、実

際、利用する時にはそのスマホじゃないと無理ですよ。

商工振興班長 議員ご指摘の通り、あくまでそのスマホにクーポンがついてしまうので、マイナンバーカード違う人を登録できるんですけど、クーポンはそのスマホについてしまいます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほか、ご質疑ございませんか。

ひさなが委員 同じページの「省人化・省力化機器等導入支援事業」についてですけれども、この申請の開始時期はいつになるかお伺いいたします。

商工振興班長 予算が可決したのであれば、2月中に制度設計をして、3月1日から募集を開始したいと考えております。

ひさなが委員 わかりました。ちなみに、この対象となるものは、その申請が始まってから購入するものなのか、それとも、遡ってから、例えば12月とかに買ったものでもその対象になるのかについてお伺いします。

産業政策課長 基本的には、募集開始後に購入した機器というところで捉えております。ただ、今現在、例えば券売機等と言うと、すでにあるものを更新するとか、そういったこともあろうかと思っておりますので、当然、そういった更新したものについても対象にする。あるいは、付随する工事ですね、そういったところも対象事業経費として見ていくというふうには考えております。

ひさなが委員 わかりました。補正予算の説明資料を見ると、セルフレジとかの販売機、配膳ロボット、なかなか店舗っぽいものが並んでるんですけども、農業とか漁業とかでこう、ものを買う時、そういうのは対象になりますか。

産業政策課長 農業、漁業に関連するもので、省人化のほうに効果がある機器というものについても、今回対象にしていきたいと思っておりますので、こういったものはどうだろうかというところで、ちょっと不安なところがあれば、当然、問い合わせ先として商工班のほうで窓口設置しますので、そこにご相談していただければと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

田中委員 ちなみに、上限額は出ているんですけども、いちいちこの手の機具というか、こういう機器は値段が高いんで、これ予算がなくなり次第終了っていう形でしょうか。早い者勝ちっていう感じでよろしいですか。

産業政策課長 今ご指摘の通り、予算がなくなり次第終了というところで現在考えております。

田村委員 こういった省人化、省力化っていうのはこれから進めていかなきゃいけないと思うんですけども、今現在、そういうものが必要っていうふうな、こう事業者さんからの情報なり、そういった事前の打ち合わせと言いますか意見聴取みたいなきことはされてるんですか。

産業政策課長 当然、この事業を構築する際にも、商工会議所、商工会のほうに意見紹介をいたしました。紹介したところ、事業者のほうについては、新規に購入するよりむしろこう更新するという事例のほうが多いのではないかといい、ここで、そういったところでは一定の需要があるというふうには確認をしているところでございます。参考までに、山口市さんのほうが昨年同様の事業を展開しておりますけれども、山口市さんのほうについてはもう1か月足らずでもう全て予算いっぱいになってしまったというようなところがございますので、そういった意味では、潜在的需要は間違いなくあるのかなというふうには担当課として考えております。

田村委員 この事業で面白いと思うのが、説明資料、会計ソフトウェア等っていうふうに書いてあるんですけど、これ、ハードだけじゃなくてソフトに対してもこの事業の対象になる、補助金の対象になるということなんですけど、その会計ソフトっていうのは具体的に書いてあるんですけども、ほかにどういった、こうソフト関係あるっていう、1つ、2つ例を挙げていただければ。

商工振興班長 ぱっと、ちょっと今思いついたのお答えさせていただきたいんですけど、最近AIが発達してきましたので、それ系統の使用料とか、そういうシステムを使った何らかのものがあればと思っております。

早川委員 これ、1事業者、上限が50万円まで。補助率の3分の2で、上限が50万円まで。これって1事業者で何個か、省人化・省力化っていうところであれば、何個かの機器を足して、金額にしても申請しても大丈夫というところでもいいでしょうか。

産業政策課長 一応、1事業者単位50万円というところにしていますので、複数を例えば連携してより効果的に使うとか、色々とその辺の用途はあろうかと思えますので、合算してご利用というところで考えていただければよろしいかと思えます。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありますか。

林委員 それでは、副市長に1点お尋ねいたします。先ほども一緒ですけど、こういう議論を聞いて、先ほど部長も「ぶちとくながと」についても事業目的が欲張りすぎたんだと正直な意見を吐露されましたけど、どんな政策、施策にしても100パーセント充足、市民の皆さん全部をご満足させるという、なかなか政策を立案するというのは難しいと思うんですよ。しかし、それをなるべく少なくしていくというのは、やっぱり政治の責任ではある。私、今回、細かい事業スキームは今から詳細を詰める部分もかなりあると思うんですよね、4月1日からだから。でも、それと合わせて、やっぱり行政としては、やっぱりこの事業目的に沿った効果がどの程度出たのかとか、出るのかとか、実際その執行

中にどういう意見が事業者あるいは市民から出たのか、そういうことをずっとフィードバックしながら、まあもしかしたらこれは、この事業に限って言えば一般財源、繰越金が入っているわけで、いわゆる市の事業なんですよ、考え、見方、財源内訳から見ると。そういう意味では、しっかりそこは総括しながら、やっぱり今後、昨年の12月の国の補正予算でこう対応しているんだけど、またこういうこともあるかもしれないから、やっぱりそこはやっぱり走りながら、事業を執行しながら、やっぱりしっかりこう総括をして、やっぱり時代の変化にも合わせて、やっぱり昔やっていたから今回はこれでいいとか私も思っていないよ。当然、その時代の変化に対応した事業の変化、事業も対応していかなくちゃいけないということも鑑みて、やはりそういった意味で、やっぱり行政の副市長のお立場からしても、やっぱりしっかりその辺はチェックしながら効果的な事業をぜひ進めていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

副市長 先ほど来、色々な課題、いろんな意見をいただきまして、本当にありがとうございます。この度、ちょっと誤解のないように1点だけ申し上げておきますけれども、推奨メニュー分というのが第2弾と違って1億2,200万円しかなかった。この中で産業的なバランス、観光そして農林水産業、そして第2次産業、第3次産業、そういった中で、例えばこのデジタルクーポンについては6,400万円というものを今回提示させていただくわけですが、これを全市民に配ると2,000円ちょっとになってしまう。しかし、これを今回のようなデジタル、いわゆるプレミアム型にすれば4.2倍の経済波及効果があるということをお見みながら、この度セットしたわけでございます。ただ、問題は、初めてデジタルクーポンに挑戦すると言いますか、これを手がけるという点については、確かに各委員さんからご指摘があったように、いろんな問題点があると思います。ついては、この度、幸いなことに利用期間が10か月という長い期間でございまして、当然途中の執行状況などは議会の皆様に適宜お知らせしたいと思っておりますし、そして何よりも今こちらで考えておりますのは、利用者アンケート、そしていわゆる市民アンケート、それから事業者アンケート、これをいつになるかわかりませんが、すぐに手掛けていきたいと思っておりますし、特に使われなかった市民の皆様、この方々にも、どうしてお使いにならなかったのか、使えなかったのか、こういったところを無作為で1,000人程度抽出してアンケートを行おうというふうに考えているところでございます。そういったことで、初めての試みではございますけれども、事業検証をしっかりいたしながら、次なる経済対策に活かしていきたいというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。

田中委員 私からは、このデジタル推進に関してです。色々欲張って、今回これをデジタル推進にもつなげていくことで舵を切ったと言われたと思うんです。やっぱり、どこかでこういう舵を切らなきゃいけないときが来るんであろうと思ったんですが、私、個人的には今なのかなというのはすごく疑義はございました。ただ、この事業自体は、やはり助かる人や事業者もいると思いますので、という感覚は持っております。ただ、やはり先ほど来出ております取り残されていく人というのが必ず出てくるわけです。ここに対してのサポート体制です。先ほど課長のほうからは、まだこれから横の連携を取っていくから検討という形でしかお答えいただかなかったんですけれども、ぜひ、副市長のほうからも、各支所、出張所、本庁の窓口も、LINE は今まで使ってはいないけれども、これを機にという方がいらしたら、懇切丁寧にまず LINE の使い方から教えてもらえるような、そういう場所をこの期間中に設けていただきたいなと私はすごく思っているんです。合わせまして、本市はスマホ教室というのを精力的にされてきているのを私は存じ上げております。必要だと思うんですけれども、例えばそこに行かれる方は、割と能動的な市民の方だとは思っています。やっぱり独居の方であったり、日頃からヘルパーさんを必要としているけれども、しっかりしている高齢者の方で、まだデジタルに疎い方のために、何か福祉的な意味でデジタルサポートというのを庁舎内でできないのかなと。今回、この大きく舵を切ることをきっかけに、もう一度、来年度以降、その辺を考えて、例えば専門にそういうデジタルで市内の困っている方が電話で直接繋がってサポートできるような体制であったり、今回のこれをいいきっかけになるように、より熱いサポートをちょっと考えていただけないのかなと思うんですけれども、その辺の見解をお願いいたします。

副市長 委員おっしゃるとおり、これだけ高齢化の進んだ本市におきまして、いわゆる DX 化、デジタル化を進めるにあたっては、今回がどうなるかというご意見はもったもでございます。そのため、今考えておりますのは、いわゆるスマホ教室、これをぜひ、来年度からスタートする地域交流プラザ、こういったところで積極的に展開していくということがまず 1 点ございます。それと、先ほど担当課長が申し上げましたけれども、マイナンバーカードを持っていない人はどうなるのか。これは、個人番号というものが全市民に配付されております。そういった個人番号を窓口を持って来られたら、窓口の職員がそれを確認して、そしてお持ちになったスマホなどを丁寧に解説して、LINE の友達追加をしていただくというようなことも考えてまいりたいと思います。いずれにしても、誰 1 人取り残さない、これはもう市長の公約でございますので、そういったデジタル化に取り残されないように、その点は全庁を上げてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

吉津委員長 今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんにちょっとお諮りしたいんですけど、あと観光政策課だけですが、休憩を挟んだほうがよろしいですか。（「続けましょう」と呼ぶ者あり）続けますか。はい、では委員の皆さんは自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 10:55 —

— 再開 10:56 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 観光政策課所管の補正予算につきまして、補正予算書11ページ、第2目「商工業振興費」、事業コード180「物価高対策のための重点支援事業」として1億5,000万円を新たに計上しております。これは、補正予算説明資料2ページに記載のとおり、本市の基幹産業の1つである、観光産業の物価高騰等の対策を行うもので、プレミアム商品券付宿泊券を発行し、観光客の誘客と地域経済の活性化を図ることとしておりますが、プロモーション業務による周知期間を設け、より効果的な事業推進を実施するため、繰越明許費の補正も同時に行っておるところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 今、部長から縷々補足説明をいただきました。何から聞けばいいのかなって感じですけども、これ今回、名前がながとプレミアム宿泊券事業となっております。宿泊券なんだけども、これよくよく見ると「泊まっ得」のような、つまりその2,000円のところに付加価値があると。5,000円については、あくまでもお客さん——。だから、これは税金である程度措置されてるのは、この2,000円のプレミアムのところっていう解釈なんですけど、まずこの予算規模ですよ。今回、大体4,000万円ぐらいですかね、手数料等々乗せると。これちょっと「泊まっ得」に似てる。宿泊券って書いてあるんだけど、「泊まっ得」にちょっと似てるなと思ってるんですけど、前は1億円ぐらいの規模だったと思うんです。今回4,000万円、総額が1億2,000万円しかなかったというところはあるんですけども、この予算規模、今ここに充ててる予算、だから4,000万円ぐらいですかね。この規模については内部ではどういう検討をされたのかっていうのをお尋ねいたします。

観光スポーツ文化部長 綾城委員おっしゃるとおり、パイが1億2,000万円し

かないという中で、先ほどから議論になりましたとおり、今回3つです。3つのうち2つがこの1億2,000万円の対象になっておりまして、市民向けと事業者向けの分と、市外からのお金をどう取ってくるかっていう分がこれになりますので、その部分であればたくさんあったほうがいいんですけども、大体部としては5,000万円程度で、大体1億5,000万円ぐらいということでありましたけども、1,000万円は事務費ですので、4,000万円で1億4,000万円っていうのは、市内の経済効果としてもあるのではないかというふうな認識ではおります。**綾城委員** わかりました。あとこれって、あれですか。閑散期対策とかですか。いつから始めるっていうのはちょっと記載がないので、いつ頃を想定されてるのかっていうのをお願いします。

観光政策課長 利用期間に関しましては、一応今、令和7年4月1日からという予定にはしておりますけれども、準備しておりますけれども、準備ができ次第、利用開始したいというふうには思っております。その利用期間につきましては、一応、終わりは産業政策課と一緒に令和8年1月末までという期間にしています。その間に、例えば繁忙期であるとか閑散期であるとか、そういった、例えばゴールデンウィークは使えませんよとか、年末年始は使えませんよとか、そういった、特に制限等は設けておりません。

綾城委員 わかりました。4月1日からやられるっていうことなんですけれども、なんとなく予算規模としてはなんか少しやっぱり少ないのかなって思ってます。今の交付金が1億2,000万円しかない、その中でっていうことなんですけども、それだったら、例えばこの今の4,000万円は、例えば省力化とか、あっちの事業者支援の別のほうに充てて、これをなんかきちっと当初予算でボンと整理して、一般財源できちっと措置して、観光振興をやっていけばよかつたんじゃないのかなと思うんですけど、この辺、今のながとプレミアム宿泊券っていう、これをここに上げてきたこの理由について、部長にお尋ねします。

観光スポーツ文化部長 これまで議論が色々あったかとは思いますが、部の考えですけども、ここに至るまでにやっぱり多くの事業を、各部・課から出てくるんです。今の政府の考える事業の要件の中で、どれをやられますかというので、やっぱり何十個も事業が出てきて、その中で、先ほどから色んな答弁がございましたけども、市民に対する効果と、あと事業者に対する効果と、あとはよそからお金を持ってきて効果をもたらすとか、それを色々勘案した結果、ここは経済産業部と観光スポーツ文化部のこの2つの事業で行きましょうという成り立ちの中で、この事業を選択しているということですので、当初からこれが決まったわけではなく、色んな事業の中からベストはこれだろうということで選択していったということでございます。

綾城委員 わかりました。ちょっと予算規模がやっぱり少ないんじゃないかな

ってというのが、個人的な、率直な印象。それは色んな考えがあつてってことなんでしょうけども、わかりました。じゃあ、このプロモーションをされるってことなんですが、これはどこに委託されるのかお尋ねいたします。

観光政策課長 プロモーション業務等の委託につきましては、長門市観光コンベンション協会のほうに委託する予定としています。

綾城委員 観光コンベンション協会は、どのようなプロモーションをされるんですか。

観光政策課長 情報発信業務という部分で申し上げれば、山口県内、それから福岡県、広島県在住の 50 代、それから関東、関西在住の 30 代をターゲットに、Instagram、それから Facebook 等への SNS 広告を制作、配信しまして、そこからウェブサイトやランディングページに誘導し、キャンペーン概要を広く周知したいというふうに考えております。さらにマスメディアを活用した取組としましては、県内テレビ局の民放 3 局を中心にキャンペーンの CM 等を行う予定としております。

田村委員 ただ今の答弁からお尋ねをするんですけど、先ほど対象の Instagram と Facebook を使った 50 代、どこで入れるってちょっと忘れちゃったけど、関西の 30 代、40 代を対象にっていうふうにおっしゃったんですけど、それは、そのエリアを絞った理由っていうのは、何か根拠になるようなものがあつたんですか。

観光政策課長 ターゲットに関しましては、これまで観光政策課として、ずっと県外のターゲットにつきましては、県内含め、県内以外で言えば福岡、それから広島の 50 代をターゲットとしているところでございます。それをメインターゲットとしていたところでございます。それに加え、関東、関西在住の 30 代っていうのは周知をして、これからどんどん来ていただきたいというふうな思いを込めてターゲットとしているところでございます。

田村委員 福岡県、広島県の 50 代。関東、関西の 30 代と。30 代については、これから来てほしいという対象として狙っているということで、その福岡県、広島県の 50 代については、実績に基づいてアプローチをするというふうな意味合いですかね。違ったら後で訂正してください。じゃあ、それ以外のエリア、その Facebook なりを登録するとき、位置情報を基にそのエリアが発行されると思うんですけども、それ以外の対象エリア、例えば東海とか北陸とか、それから九州の南のほう、福岡以外の方とか、そういう方には Facebook なり Instagram の SNS の広告は表示されないってことなんですか。

観光政策課長 ターゲットはあくまでもその部分ではありますけども、周知の部分につきましては、特に制限はなく周知をしていきたいというふうに考えております。

早川委員 利用期間は4月1日から来年度の1月31日までということなんですけれども、この周知期間っていうのはいつからなんですか。

観光政策課長 周知期間につきましては、やはり旅行の関係で言えば、その旅行を決めてからその期間っていうのはやはり長くかかってしまいますので、できるだけ早くからは周知につきましては行っていきたいというふうに考えております。予算が確定しましたら、早急に対応して周知を行っていきたいというふうに考えております。

早川委員 あと、これ委託先、観光コンベンション協会に委託するという事なんですけれども、これやっぱり効果を見るには早くやっぱりなくなる、なくなるっておかしいですけど、早くなくなればなくなるほど効果が、その観光コンベンション協会に委託した効果が高いっていうふうに私は1つの基準としてあると思うんですけれども、そういうこの基準っていうのは、もうとりあえずこの1年間、1年弱の期間でもうこれが消費されてればいいのか、それとも委託先の観光コンベンションに対するこう評価っていうところも考えていらっしゃるのか、ちょっと考えをお願いします。

観光スポーツ文化部長 委員おっしゃる通り、今、長門市の観光コンベンション協会のほうで、データとしてそういうところに重視をされてらっしゃいます。先ほど課長も少しお答えしましたが、福岡県の50代のターゲットっていうのは、データから見てやっぱりそこをしっかりと連れてくるというところの検証があって、今そこにターゲット絞ったっていうことですので、もちろん早くこの件がなくなることは大事ですけども、なぜここを選んだのか、なぜこれを選んだのかというところは、セットでしっかりと分析していく必要があるかというふうに思います。

早川委員 ありがとうございます。当然大事なんですけど、先ほど私が言いたいのは、なぜそこかっていう対象先でもなくて、こう早く消費されるっていうか利用されるってことは、観光コンベンション協会の周知の仕方がオクケーだって、すごい上手だったとかというところがやっぱり関わってくると思うので、その評価はどうですかってお聞きしたかったんですけれども。

観光スポーツ文化部長 おっしゃる通りで、そこも含めてしっかり提示していきたいというふうに思ってます。

田中委員 今のプロモーションについてなんですけれども、先ほどテレビのほうのCMもこう打つというふうに課長言われたと思うんですけれども、これ、660万円ですよね。代理店にも観光コンベンション協会から支払うみたいなことになってるのがこの660万円の内訳っていうのは分かってらっしゃいますか。

観光振興班長 660万円の委託のうち、540万円につきましては、まず情報発信業務としてしております。それに加えて、今度、市内の宿泊事業者等への

周知、それから概要説明、運営というところも 60 万円で、合わせて 600 万円。これに消費税を 60 万円で 660 万円という内訳になっております。今の情報発信業務の内訳としましては、これが周知期間等にもよるのであくまで見積もりというところになりますけど、まず Instagram、Facebook 等の周知が 280 万円、それからマスメディアへの周知が 260 万円、合わせて 540 万円という見積もりになっております。

田中委員 このマスメディアへの 260 万円っていうのは、代理店に払われるんですか。それとも直接何か別のルートができてあるんでしょうか。

観光振興班長 今、テレビ局等の、例えば福岡の地域のテレビであったり、そういうところ支払う予算になっております。

田中委員 予定では何本ぐらい、1 日なのか 1 か月なのか、何本ぐらいの CM 打つ予定でいるんですか。

観光振興班長 これにつきましては、周知期間は、どれだけで売り上げ終わるかということもありますので、ちょっと具体的な数字についてはちょっと把握しておりません。この予算内で効果的に周知をするということになっております。

田村委員 ちょっとプロモーションに関して、なんかプロモーションという、その事業全体に関してなんですけれども、その効果の検証っていうこともされるのかなと思うんですけど、アンケートのようなものは予定されておりますか。

観光政策課長 利用される方につきましては、券を申し込まれる際に色々とアンケート等を行いながら申し込んでいただくという形で、それを最終的には集計し、今後役に立っていきたいというふうに考えております。

田村委員 それは購入時ということですけど、その利用後の事後のアンケートっていうふうにする方法はないですかね。

観光振興班長 こちら観光コンベンション協会のほうで、毎月満足度調査というのはアンケート調査をしております、そちらのほうではそういったアンケートも取れるかなというふうに考えております。

田村委員 ちょっとアンケートを取られるか確認をさせていただいたのが、その周知方法によって、私は、今年度ですけど、関わったイベントでとったアンケートで、そのテレビ CM 抜いて、SNS がその来場理由の 1 位になったんですよ。なので、ちょっとその辺りが検証できると今後の予算立てにも役に立つのかなと思いますので、ちょっとそれはくれぐれもよろしくお願いします。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

綾城委員 ちょっと確認なんですけどね、私はどうしても頭の中に「泊まつ得」があるから。これ、あれですか、今先着順って書いてありますけど、「泊まつ得」の時はね、各旅館にこう、ある程度割り振りがあったんですよ。これぐらい、

ここはこれぐらいってなんか申請があつて。これは、あれですか。もうどう言ったらいいんだろう、そういうことではなくて、ああ、そっか、宿泊券を買われて、それをどこで使うかは自由なのか、そういうことか。そっかそっか、わかりました。じゃあ、旅館関係ないよね。だから旅館に泊まって、旅館さんがもらえるわけではなくて、自分が宿泊券を買って、それでどこかの旅館さんで使うと、そういうことではございますね。はい、失礼いたしました。はい、ごめんなさい。それからもう 1 点、さっき、今の「ぶちとく」の方で LINE クーポンあった。利用の仕方っていうのは一緒なのかということで、そして、先ほどなんか、そのマイナンバーがない方は、何か例えば番号とかなんか、その本人が証明できるものであればその代替になるというようなことは「ぶちとく」のほうでやられるということですが、こっちの、今のこの「ながとプレミアム宿泊券」のほうはそういう措置があるんですか。

観光振興班長 まず、今回この 7,000 円の内訳につきまして、5,000 円分につきましては宿泊施設で使える、2,000 円につきましては市内の商店で使えるというところで、5,000 円については宿泊施設なんですけど、2,000 円につきましては産業政策課の市内で全店舗利用券、共通券のほうと同じ店舗の想定しておりますので、それと同じ仕組みになっております。あと、個人認証につきましては、こちらのマイナンバーカードを使った個人認証だけを今回想定をしております。観光客のこちらの事業につきましては、そのほかの個人確認書類というのは想定しておりません。あくまでマイナンバーカードを利用したものだけを今考えております。

綾城委員 わかりました。それは、あれだから事務的に難しいってことですか。その個人、要は、今、「ぶちとく」のほうは、窓口になんか持ってこられたりとか、画像を送ってもらって確認すると言われてたんですけども、こちら、宿泊券はその対応されないという理由はなんです。

観光振興班長 マイナンバーカード以外にも、読み込み以外でちょっとするもしましたら、今言われたように、例えば運転免許証と本人確認書類を写真で送っていただくような形になろうかと思えます。住民の場合は、それをこう住民票とこう付き合わせるよといったようなことになるかと思うんですけど、今回、市外の方が対象ですので、あくまでそういったものを持つてる本人確認というだけになりますので、そこについてはあまりこうなんて言うんですか、不正の防止にはなるかと思うんですけど、付き合わせがないので、もう今回はマイナンバーカードだけを対象にしたということになります。

綾城委員 わかりました。じゃあ最後に 1 点です。今、市外の方が対象と言われました。これはじゃあ、市民の方はこの宿泊券は買えないってことですか。そうなんです。じゃあマイナンバーで市民の方だったら弾くんですか。

観光振興班長 マイナンバーカードを読み込んだ時点で住所の情報がありますので、その時点で市外の方が対象で、市内の方は弾くような形になっております。

田村委員 ちょっと事業所のことをお伺いするんですけども、対象となる宿泊施設なんですけれども、温泉旅館だけとか、ビジネスホテルも含まれるとか、それから簡易宿泊所も含まれるとか、その辺りの範囲はどの程度なんですかね。

観光振興班長 旅館、宿泊施設につきましては、長門市健康福祉センターのほうに今、宿泊施設の登録があるところを紹介するように予定しております、例えばその民泊とか簡易宿泊施設も含まれるように考えております。

田中委員 ごめんなさい。ぶちとくのほうでは1人当たり3セットという上限があったんですけども、こちらっていうのは何か上限等あるんでしょうか。

観光振興班長 購入に関しましては、一応上限は、今は設けないような想定しております。ただ1回当たりの上限、これはまだ検討中なんですけど、例えばちょっと10万円とか1回当たりの上限は設けて、何回も買えるというふうにはしようと思うんですけど、例えば最後の駆け込みで一気に溢れてしまうとかいうところがないようにというところで、そういったところの1回の上限は設けるように考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 11:20 —